

# 事業所等拡大事業助成金取扱要領

## (新規での認定申請受付は終了しています)

### 1. 助成金の趣旨

市外からの企業誘致及び市内企業の立地等を奨励するため、事業者が事業所等を新增設した際の事業所税の一部を支援するものです。

### 2. 助成対象

種類	対象事業	対象者	要件
①	工場等の新增設に伴う事業所税の納付	製造業者	1 工場・物流施設新增設事業助成金、高度先端産業立地事業助成金又は創造産業立地事業助成金の認定を受けた製造業者が、当該事業に伴って行うものであること。 2 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。
②	物流施設の新増設に伴う事業所税の納付	物流業者	1 工場・物流施設新增設事業助成金の認定を受けた物流業者が、当該事業に伴って行うものであること。 2 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 物流業者とは、事業者のうち、日本標準産業分類に掲げる運輸業及び郵便業に属する事業者（主として旅客の運送を行う事業者を除く。）をいう。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に届出のある個人事業主をいう。

### 3. 助成内容

種類	助成金の額	限度額
①	当該立地部分に係る事業所税（従業員割について、当該立地部分に勤務する従業員数が正確に把握できない場合は、事業者全体の従業員割の額に、当該立地部分の資産割の額を事業者全体の資産割の額で除して得た数を乗じて得た額とする。）として納付した額以内で5年間	—
②	当該立地部分に係る事業所税（資産割に限る。）の24月分となる額以内	—

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

### 4. 申請期限

種類	認定申請期限	交付申請期限
①	新規での認定申請受付は終了しています	助成対象となる事業所税の納付期限の日から90日以内
②		

## 5. 助成金の申請手順及び提出書類

### ①～②共通

手 続	提 出 書 類	
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	<b>交付申請時の提出書類</b>	<b>備 考</b>
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	従業員給与総額月別内訳明細表	【市様式】 ※①の場合で、従業員割が課税されている場合のみ
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	事業所税申告書一式の写し	
	領収書の写し	
	検査済証の写し	
	対象となった事業所等の平面図	非課税部分が明らかになるように表記したもの
	会社概要	
	<b>助成金請求時の提出書類</b>	<b>備 考</b>
	請求書	【第13号様式】
	助成金交付決定通知書の写し	

## 6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号。以下「規則」という。）別表第2（第4条関係）に定める事業所等拡大事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

## 7. 問い合わせ

### 春日井市産業部企業活動支援課

電 話 0568-85-6247

F A X 0568-84-8731

メー ル kigy@city.kasugai.lg.jp